



# 改選後の浦安市議会が始まります！

## 改選後の議会日程

日	曜	会議内容等
5月7日	(火)	議員徽章の交付 個人写真撮影(HP・だより・手帳掲用) 防災服の採寸(現職議員以外の議員)
14日	(火)	議員調書提出・会派結成届
16日	(木)	議員説明会(現職議員以外の議員)
17日	(金)	9時～全員協議会 13時～第1回臨時議会招集 (常任委員・正副委員長・正副議長の選出等) 議会だより編集委員会
31日	(金)	6月議会告示
6月3日	(月)	一般質問通告
4日	(火)	議会運営委員会
7日	(金)	招集日

4月21日におこなわれた市議会議員選挙では大きなご支援をありがとうございました。

日本共産党は2議席確保に届かず1議席にとどまりました。

選挙で掲げた公約実現と住民要求実現のために全力で取り組んでまいります。

今後よろしくお願い致します。

5月17日に改選後初の午前中に全員協議会(午前)、臨時議会(午後)が開かれます。

## 正副議長職の タライ回しは中止を！

改選後、会派構成や正副議長がどうなるのか、注目されています。

正副議長の選出、議会運営委員会・常任委員会(教育民生、都市経済、総務)・議会だより編集委員会の委員構成と正副委員長の選出、後期高齢者医療広域連合議会議員の選出、議席案などが全員協議会にて協議され、臨時議会で決定されます。

## 1名でも 会派編成認めて！

住民に直接責任を負う議員は、議員としての経験、年齢、性別、社会的地位、思想信条、所属政党などすべての点において、対等平等であり、この議員平等の原則によって、議会制民主主義が成り立っています。

浦安市議会の会派は議員2名以上で構成できるとしています。

議案に対する本会議での総括質疑や代表質問(3月議会)は2名以上の会派代表のみとなっています。

これは会議規則を不当に制約し、無所属議員の発言を規制するものです。

議会は本来、議員それぞれの政策的な違い、立場の違いを明確にして、大いに議論し合う場です。

日本共産党は1名でも会派編成ができるよう議会運営の民主化を求めてきました。

改選前の4年間に浦安市議会では4名の議員が所属会派を変えました。同じ会派に属しながら、議案などへの態度がそれぞれ異なったり、会派離脱や新会派編成などが繰り返されると、市民からは「安易な離合集散」と批判の声が上がっています。

議長は議会を代表し、議事を整理して、表決が可否同数の場合は裁決権をもつなど、大きな権限をもっています。

正副議長の任期について、地方自治法(103条②)では「議員の任期による」とされています。

しかし、浦安市議会は、2年任期とする法律違反のタライ回しが慣例化しています。

17日の全員協議会にて「2年任期とする」申し合わせに署名して選挙とは名ばかりの正副議長選挙が強行されようとしています。